П

学位論文の要旨(論文の内容の要旨) Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

論 文 題 目

Dissertation title

国家体制変動期における損害回復と制度構築の相互依存性:法の支配の視点から

広島大学大学院国際協力研究科

Graduate School for International Development and Cooperation,

Hiroshima University

博士課程後期 開発科学専攻

Doctoral Program Division of Development Science

学生番号 D105066

Student ID No.

氏 名 小阪 真也

Name Seal

1. 本論文における問いとその検証方法

本論文は、移行期の正義のメカニズムである損害回復は、被害者個人への効果を超えて、特定の国家体制への移行を目的とする「移行期」において、どのような意義を有するのか、確認する視点を見出すべく執筆された。

本論文では、前半部である第1章と第2章までの考察を通じて、このような問いを立てる前提となる「移行期」と、「損害回復」の意義を明確にする作業を行った。「移行期」については、既存の移行期の正義分野の研究で採用されている「権威主義体制から民主主義体制への移行」、「紛争を招く政治体制から平和的な政治体制への移行」という形式的な二分論が、必ずしも移行期社会の実情を反映した分類法でないことが分かった。そこで、本論文は、これらの二分論で分類されていた国々の中には、法の支配に基づく立憲主義的な主権国家への移行を「移行期」の目標に置いている場合があることを指摘し、このような「移行期」を「国家体制変動期」と定義した。これにより、本論文で損害回復の意義を検証する移行期が、「国家体制変動期」と定義された。

また、移行期の正義のメカニズムである「損害回復」をどのように捉えるのか、という点については、最大化アプローチ、最小化アプローチ、中間的アプローチ、全体論的アプローチの4つのアプローチがあることに言及し、本論文では、先行研究が見落としていた全体論的アプローチの視点に従い、「損害回復」を、単一のメカニズムとしてではなく、他の移行期の正義のメカニズムとの関連の中で機能するものとして捉えることとした。

第2章では、本論文で取り扱う「損害回復」の意義を明確にする作業を行った。従来は金銭賠償を中心として考えられていた損害回復は、現在では、2005年の「ガイドライン」に見られるように、多様な活動から成る政策領域として捉えられている。しかし、先行研究の多くは、個別の損害回復プログラムが、個人の人権回復にどの程度効果的であったか、という視点で損害回復の効果を論じていたこと、全体論的アプローチの視点を欠いていたことを、それぞれ問題点として指摘した。このような問題関心から、全体論的アプローチの視点により、他の移行期の正義のメカニズムである制度構築との関わり合いの中で、損害回復の意義を考察することが必要だと論述した。

続く第3章においては、損害回復が制度構築と関わり合いながら、「国家体制変動期」において機能しているとすれば、どのような関係性の下で機能しているのか、という問題について、「国家体制変動期」における法の支配モデルを通じた理解が可能だと述べた。第1章で言及した「国家体制変動期」において、法の支配の確立が「移行期」の課題に置かれていることから、全体論的アプローチとしての損害回復と制度構築の実行は、共に法の支配を確立する必要性から求められると考えられた。

立憲主義的な主権国家体制を目指す上で求められる法の支配を築く上で、全体論的アプローチの 視点からすれば、両者は、それぞれ「広義の法の支配(Rule of Law)」、「狭義の法の支配(Rule by Law)」の確立を追求する活動として、相互依存的な関係性を有している。損害回復が、国家による 「広義の法の支配(Rule of Law)」の規範性の確認に資する活動であることは、国家の責任応答性 の改善と、国家と国民との間の信頼構築の指標を基に、観察することができた。制度構築が、「狭義 の法の支配(Rule by Law)」である法制度の整備に資する活動であることは、法制度の刷新と、司 法機関の再構築の指標を基に、観察することができた。「国家体制変動期」において法の支配を確立 する上で、「広義の法の支配(Rule of Law)」と、「狭義の法の支配(Rule by Law)」は、互いに 影響を与え合っており、両者はそれぞれが機能する上で、一方が他方に依存し合う相互依存的な関 係性に立つ。したがって、損害回復と制度構築はこの意味で相互依存的な関係性を有しており、損 害回復の意義も、全体論的アプローチの視点から見出されると論じた。

本論文の後半部では、第4章のシエラレオネ、第5章のモロッコという2つの事例を通じて、前半部の考察を通じて全体論的アプローチの視点から構築した「国家体制変動期」における法の支配モデルの妥当性を論証した。先行研究では、シエラレオネは「紛争を導く政治体制から平和的な政治体制」への「移行期」の典型事例と理解されていた。一方、モロッコは「権威主義体制から民主主義体制」への「移行期」の典型事例と理解されていた。第1章で触れた先行研究の理解に従えば、前者は、非民主的な政治体制から民主的な政治体制への移行である。そして、後者は、国内武力紛争が存在する状況から、存在しない状況への移行である。このような理解の下、両者の共通項は見出されていなかった。

しかし、これらの従来は異なるものとして捉えられていた2つの「移行期」は、法の支配の確立を目指す「国家体制変動期」としての性質を共有している。よって、従来は異なる「移行期」として捉えられていたシエラレオネとモロッコの事例を取り上げ、両者の「移行期」が「国家体制変動期」として、法の支配を確立するという課題を共有していることを指摘し、本論文は先行研究に欠けていた全体論的アプローチの視点の妥当性を、これら両事例の考察を通じて論じると述べた。

2. 本論文における問いの検証結果

本論文における問いである、損害回復は、被害者個人への効果を超えて、特定の国家体制への移行を目的とする「移行期」にとって、どのような意義を有するのか、といった問題について、本論文における全体論的アプローチに従った分析を通じて、以下の解答が得られた。

損害回復は、法の支配の確立を目指す「国家体制変動期」において、国家の責任応答性を改善し、国家と国民との間の信頼構築を促進することで、「広義の法の支配(Rule of Law)」の規範性の確認手段となっている。責任応答性の改善について、第4章で扱ったシエラレオネ、第5章で扱ったモロッコの事例は、共に大規模な人権侵害によって生じた損害に対処する国際法・国内法に基づく国家の責任を果たす必要性が存在していたことから、「国家体制変動期」における損害回復を実施している。それぞれの国家において、継続的に損害回復を実施し、国際法・国内法上、人権侵害により被害を負った者の人権を保障する義務を果たしていることで、国家の統治行政が「人の支配」に基づくものではなく、「法の支配」に基づくものであることを示すべく、損害回復は実施されている。

また、損害回復の実施は、個人の人権保障を行う国家としての役割を果たすことで、大規模人権侵害への対処を放置したことで損なわれた、国家と国民との間の信頼構築の場を提供するためにも求められていた。両事例において、共に単純な金銭賠償に限定されない、国家の代表による公的な謝罪や、国内各地での象徴的な損害回復の実施が、国家が過去の人権侵害への不対処への反省を国民に対して示す糸口となっている。これらの検証から、責任応答性の改善と、国家と国民との間の信頼構築の促進を通じて、「広義の法の支配(Rule of Law)」の規範性を確認する手段として、法の支配の確立を目指す「国家体制変動期」における損害回復の意義が見出されていることが分かった。

3. 移行期の正義研究への本論文の検証結果の意義

移行期の正義における損害回復と制度構築を、全体論的アプローチとして組み合わせて実行することの重要性が、先行研究の二分論では異なる移行期として理解されていたシエラレオネとモロッコにおいて共に確認されたことは、本論文の価値だと言える。先行研究において、第4章で取り上げたシエラレオネの事例は、「紛争を招く政治体制から平和的な政治体制へ」、第5章で取り上げたモロッコの事例は、「権威主義体制から民主主義体制へ」の「移行期」として分類され、両「移行期」が共通した課題を抱えていることを見逃していた。本論文は、両国の「移行期」が共に法の支配の確立を通じて、人権規範を根本規範に置く立憲主義的な主権国家体制への移行を目指す「国家体制変動期」にあることを指摘した。そして、両国の「国家体制変動期」が、立憲主義的な主権国家体制に求められる法の支配の確立を必要としているが故に、全体論的アプローチが採用され、損害回復と制度構築が共に実施されるということを指摘した。これらの検証結果により、先行研究が強調する個人の人権回復への損害回復単独の役割を超えて、「国家体制変動期」に法の支配を確立すべく、制度構築と相互に関連し合いながら、損害回復が機能していることが示された。

備考 論文の要旨はA4判用紙を使用し、4,000字以内とする。ただし、英文の場合は1,500語以内と する。

Remark: The summary of the dissertation should be written on A4-size pages and should not exceed 4,000 Japanese characters. When written in English, it should not exceed 1,500 words.